

那覇市下水道条例の一部を改正する条例制定について

那覇市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

国が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、責任技術者の専任の規制を緩和するとともに、併せて、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)の一部改正に伴い、同法と同一の用語を使用する規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第11条 指定工事店は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者のうちから管理者が指定する。</p> <p><u>(1) 責任技術者が1名以上専属していること。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により懲役若しくは罰金刑に処せられ、又は第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。</p> <p>(6)～(7) [略]</p> | <p>(指定工事店の指定)</p> <p>第11条 [略]</p> <p><u>(1) 管理者が定める方法により責任技術者を選任していること。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により<u>拘禁刑(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第376条の規定による改正前の法第5章に規定する懲役を含む。)</u>若しくは罰金刑に処せられ、又は第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。</p> <p>(6)～(7) [略]</p> |
| <p>(指定の申請及び添付書類)</p> <p>第12条 指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>専属する責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類</u></p> <p>(2) 個人の場合は、<u>住民票記載事項証明書</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の更新及び届出義務)</p> | <p>(指定の申請及び添付書類)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(1) <u>管理者が定める方法により選任した責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類</u></p> <p>(2) 個人の場合は、<u>住民票の写し</u></p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定の更新及び届出義務)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第16条 [略]</p> <p>2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を書面により管理者に届けなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>責任技術者</u>に異動があったとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> | <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>管理者が定める方法により選任した責任技術者</u>に異動があったとき。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> |
| <p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> | |

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第11条第5号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。